

令和 4 年度公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団
助成金交付申請の取扱要領

栃木県共同募金会

～この助成事業について～

中央競馬馬主社会福祉財団（以下「福祉財団」という。）とは、かねてから中央競馬の馬主の間で、目に見える形で社会福祉に貢献したいという気運があり、これにあわせて競馬に対する社会認識を高めることを目的として競馬賞金の一部を自主的に拠出して社会福祉施設等に対し助成を行うようになったものです。

この事業の助成金の申請は、各地の日本中央競馬会の競馬場にある馬主協会又は各都道府県共同募金会で受付を行います（栃木県では、栃木県共同募金会が申請受付を行い、福祉財団に推薦を行います）。

なお、本県に対する令和 4 年度の助成総額は、572 万円です。

1 助成の対象団体

社会福祉事業を行う社会福祉法人又は特定非営利活動法人。

※ 特定非営利活動法人の場合には、社会福祉協議会の推薦が必要。

2 助成対象事業

福祉財団からの交付決定後、令和 5 年 3 月 31 日までに実施される民間社会福祉施設における次に掲げる事業を対象とする。

- (1) 施設の設置、増改築
- (2) 備品又は自動車の購入

3 助成額

総事業費の 4 分の 3 以内で概ね 1 0 0 万円程度まで（万円単位）。

4 助成対象事業の基準

- (1) 総事業費は必ず消費税を含んだ額とする。
※申請時と助成決定後の総事業費との差額が生じないようにすること。
- (2) 自動車については、本体・付属品及び登録諸費用等も助成事業費の対象とすることができる。（任意保険、ロードサービス関連費用は除く。）
- (3) 福祉車両（チェアキャブ）については、消費税は免税であり県税である自動車税についても減免措置がある。
- (4) エコカー減税については、総事業費から差し引いて計算する。

申請時と助成決定後の購入時の事業費の額が大きくなるないように申請時においてエコカー減税等を見積りに計上すること。

5 申請の制限

- (1) 同一年度に同一施設の同一事業に、国の補助金、郵便葉書、財団法人 JKA、日本財団、清水基金のいずれかの補助金と、この助成金を重複して申請することは認められない。
- (2) 助成決定を受けた法人は翌年度の福祉財団の申請及び同一年度の共同募金の配分申請は出来ない。

6 受付

令和 4 年 5 月 2 日 (月) までに「助成金希望書」を栃木県共同募金会（以下、「本会」という。）に提出すること。また、本会が開催する事務説明会（後日、個別に連絡する）に参加の上、令和 4 年 6 月 17 日 (金) までに「助成事業実施計画申請書及び添付書類」 2 部を本会に提出すること（中央競馬馬主社会福祉財団 1 部、県共募 1 部）。

7 助成事業実施計画申請書の添付書類

（中央競馬馬主社会福祉財団のホームページを参照）

- (1) 「本財団の助成を受けた事業の実績（過去 5 年分）」・・・様式 2
- (2) 添付書類一覧・・・様式 3
 - ア 所在地（施設）の社会福祉協議会の推薦状（NPO 法人のみ）
 - イ 定款又は寄付行為
 - ウ 役員名簿（役職・氏名・生年月日・就任年月日・職業等の記載のあるもの）
 - エ 前年度の貸借対照表（申請施設を含む法人全体のもの）
 - オ 前年度の財産目録（申請施設を含む法人全体のもの）
 - カ 見積書の写し等
 - キ 備品等のカタログ（申請事業が設備・備品・車両等の場合に添付。定価の記載がない場合は価格表、定価証明書等を添付）
 - ク 建築物等の設計図（申請事業が建築物等の場合に添付。また、施工場所、施工面積、設置物の位置等が確認できる図面）
 - ケ 施設のパンフレット等（施設の概要（事業内容・規模等）がわかるもの）

8 推薦業務

本会は、配分委員会に諮って推薦金額を定め、7 月末までに福祉財団に推薦を行う。

9 決定

交付決定通知は、福祉財団から本会を經由して各法人に通知する。